◎佐賀県条例第8号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成14年佐賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別表第2(第3条関係)	別表第2 (第3条関係)
(1)~(6) 略	(1)~(6) 略
(7) 土地改良法(昭和24年法律第195号) <u>第18条第16項</u> (同法第68条第4項において準用する場合を含む。)に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	(7) 土地改良法 (昭和24年法律第195号) <u>第18条第17項</u> (同法第68条第4項において準用する場合を含む。) に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
(8)~(17) 略	(8)~(17) 略

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。